

社会福祉法人利用者負担額軽減費補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護サービス利用者負担額軽減事務取扱要綱（以下「軽減要綱」という。）に基づき、低所得者で生活の維持が困難である介護サービス利用者に対する自己負担額の軽減を行った社会福祉法人に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、軽減要綱第2条の規定により市長に申し出た社会福祉法人であって、軽減要綱第5条に規定する社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者に対し自己負担額（軽減要綱第4条に規定する自己負担額をいう。以下同じ。）の軽減を行ったものとする。

(補助内容等)

第3条 補助内容、補助対象経費、補助基本額及び補助率については、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、それぞれ別表により算出した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(実績報告)

第5条 規則第10条に定める実績報告については、翌年度の4月15日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年2月21日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 軽減要綱第2条に規定する対象サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス以外のもの

| 区 分 | 補 助 金 |
|-------------|--|
| 補 助 内 容 | 介護サービス事業の運営に要する経費 |
| 補 助 対 象 軽 費 | 確認証の交付を受けた者に対して行う軽減に係る自己負担額 |
| 補 助 基 本 額 | 確認証の交付を受けた者に対して軽減した自己負担額の総額から、本来受領すべき利用者全員の自己負担額の100分の1に相当する額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）を減じて得た額 |
| 補 助 率 | 100分の50 |

備考 利用者の中に他市町村の者が含まれる場合の補助金の算出については、別に定める。

2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス

| 区 分 | 補 助 金 |
|-------------|--|
| 補 助 内 容 | 介護サービス事業の運営に要する経費 |
| 補 助 対 象 経 費 | 確認証の交付を受けた者に対して行う軽減に係る自己負担額 |
| 補 助 基 本 額 | <p>(1) 確認証の交付を受けた者に対して軽減した自己負担額の総額から本来受領すべき利用者全員の自己負担額の 100分の10に相当する額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）を減じて得た額（1円未満となる場合については、0円とする。）</p> <p>(2) 確認証の交付を受けた者に対して軽減した自己負担額の総額から本来受領すべき利用者全員の自己負担額の 100分の1に相当する額（小数点以下は、切り捨てるものとする。）に前号の計算により得た額を加えた額を減じて得た額</p> |
| 補 助 率 | <p>(1) 前項第1号の規定により算出する部分については、100分の100</p> <p>(2) 前項第2号の規定により算出する部分については、100分の50</p> |

備考 利用者の中に他市町村の者が含まれる場合の補助金の算出については、別に定める。